

第1回 都民等との協働による動物との共生推進拠点の整備検討会

<議事要旨>

1 会議概要

- (1) 開催日時 令和4年8月30日(火曜日)午後1時から午後3時まで
- (2) 開催場所 都庁第一本庁舎 N2会議室 (Web会議併用形式)
- (3) 出席委員 6名

2 議事内容

(1) 東京都の動物愛護施策等について

- 事務局より資料1から資料7に基づき説明
- 委員提供資料1から委員提供資料3について、提供委員より説明

(2) 検討の視点の検討項目について

- 事務局より資料8に基づき説明

(3) 動物福祉に配慮した飼養管理について

- 事務局より資料9に基づき説明

【主な発言等】

<他の自治体の動物愛護管理センターについて>

- 他の動物愛護管理センターでは、ホールで近隣の老人会がヨガ教室を行うなど、いろいろな使われ方をしている。センターを迷惑施設と感じる人たちへの受入れの第一歩として、このような視点は良いと思う。
- 施設の名称を一般公募して決める施設もあり、とても良いアプローチだと思う。
- 譲渡適性がある動物の専用部屋を設け、集中的に紹介して譲渡を促進しているのは非常に良い取組。
- 犬より猫の収容が多い等、当初の想定と異なる運用になることもある。計画段階で、後日に応用が利くような視点を持つことも大事だと思う。
- ボランティアが使用できる共用スペースやトリミングルームがあると良い。他の動物愛護管理センターには、図書室に子供が宿題をしに来られる施設もあり、とても良いと思う。
- ドッグランを作り民間委託すると、収支のバランスがとれない等、運営上の課題は出てくると思う。
- 新しい施設にヒアリングをして、良いところ、困っているところを聞くと良いと思う。

<海外の動物保護施設(動物シェルター)について>

- 海外でも動物シェルターは迷惑施設というイメージがあるが、イメージアップのための様々な工夫をしている。例えば、動物の写真を可愛らしく撮ったり、譲渡スペースをお姫様や野球チームのイメージにしたり、ふれあい場所を設置したりしている。また、ドッグランが誰でも使えたり、飼い方教室を開催したりして、施設を地域住民に開放する取組を行っている。
- 施設の名称を堅苦しいものではなく、「Animal Adoption Center」のように柔らかいイメージを出す取組を行っている。
- 収容動物、特に譲渡動物は、ケージや犬舎ではなく、部屋での管理が主流となっている。
- 動物病院を併設したり、バーベキュー大会を行ったりして、外部から人が集まる工夫をし、地域交流をしている。
- 慣れていないボランティアでも事故が起こらないように動物に給餌できる設備を設けている。運用でカバーしきれないところをハードでカバーしている。
- 犬のトレーニングスペースを設置して、犬を飼っている近隣の人に来てもらうようにしている。
- 犬舎と外パドックの間にあるドアを、人が中に入らずに開け閉めできる構造になっており、犬に慣れていない人でも清掃ができ、きれいな環境を維持できる仕組みとなっている。形は違っても、様々な施設でこのような仕組みを取り入れている。
- 動物福祉の観点から、動物が自分の意思で自然の風や、日光にあたることのできるような設計が求められており、建物の窓に猫用のベランダを設け、猫が外に出て風に当たることのできる環境をつくっている。
- 猫室の室内に階段を設け、屋上の猫用スペースに猫自身の意思で移動できる環境をつくっている。
- 霊園を設け、動物を埋葬している施設がある。その施設から、また譲渡を受けるように誘導することに繋がり、こういう工夫も大切かと思う。
- いわゆる殺処分をなくそうというノー・キルの流れは海外にもあるが、ノー・キルだけを目指して、動物福祉をないがしろにしないことが非常に大事。動物福祉と公衆衛生のバランスを考慮した取組が重要。
- 海外の施設はメディアに取り上げられることもあるが、意識的に明るい施設を目指して猫舎をガラス張りにしたところ、隙間が生じ、感染対策や温度管理が難しくなっていたり、犬舎を対面にしたことで、犬同士がストレスを感じてしまったりする施設がある。外観だけでは分からないが、注意しなければいけないと思う。

<動物福祉に配慮した飼養管理について>

- 犬や猫を集団で飼養管理する動物保護施設で、動物福祉に配慮するためには、群管理をするというシェルターメディスンに基づく管理、具体的には病気になってか

ら治療するのではなく、ならないようにする飼養環境（なるべく動物を移動しない管理、消毒等の衛生管理など）やワクチン接種方法を考えていくことが必要。

- 動物の苦痛がない取扱いには適正なハンドリングが必要。苦痛があるようであれば、疼痛管理を行うが、どうしても治療ができなかったり、予後不良であったりすれば、必要に応じて治療的な安楽死も考える必要があると思う。その動物にとって何が適切な安楽死の方法なのかは、獣医学的な判断が非常に重要。
- 犬や猫も2区画収容が基本となる。隠れ場所の提供や屋内外の飼育環境の提供、種特異的な行動が発揮できる環境を提供する。
- 動物保護施設が適正な動物福祉の啓発の場、お手本となれば良いと思う。
- ベストな立地条件の場所に施設を整備するのは、なかなか難しいと思うが、与えられた環境でどれだけ動物福祉を向上できるかという工夫ができれば良いと思う。

<その他>

- 都民から見た動物愛護相談センター（以下「センター」という。）のイメージが、“捨てられた、あるいは虐待された不幸な動物を集めている施設”ではなく、“動物を助け、動物が楽しく暮らすための施設”になると良い。
- センターの従前のイメージを転換するためには、センターに連絡すれば対応してくれる、助言してくれる、という“頼りになる”イメージを確立する必要がある。そのためには、関係者との信頼関係を構築し、行政にしかできないことをしっかり担うことが必要である。
- 警察に動物が収容されるケースを踏まえた警察との協働や、動物の飼養継続が困難なケースにおける人の福祉担当部署と動物愛護管理担当部署との協働を、さらに進めてもらいたい。
- 行政が担うべきではないことや、担えないことは、それを担える機関に頼むのも一つの解決策である。区市町村や民間団体、獣医科大学、獣医師会などと役割分担をすると良い。
- 様々な事情で動物の飼養を継続できない人が存在する。動物の遺棄や虐待につながる前に、次の飼養者につなげる仕組みがあっても良いのではないか。
- 都民のための、都民に受け入れられる施設にするために、都民の悩みや都内の動物問題に積極的に対応できる施設設計を行ってもらいたい。
- どういう目的でこの施設が必要なかを整理しないと、施設を大きくすればいい、職員を増やせばいい、という話になってしまう。“動物を飼ったけど飽きてしまったから引き取って欲しい”という無責任なニーズに合わせるべきではない。

(4)その他

事務局から、次回の検討会は10月を予定していることを説明。